

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで 62

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

2005年7月、東京地裁の法廷。フィリピン国籍の少女ジユリアン（名前記は当時）が緊張した表情で裁判官たちの前に立つて訴えた。

「私は日本で生まれ日本で育っています。日本の学校に通っています。小学校6年生です。毎日、楽しく学校に通っています。友達もたくさんいます。お母さんもたくさんいます。

お母さん（フィリピン国籍）は働き者で

私たちみたいに日本で生まれ育つて、お父さんも日本人なのに、なぜ日本国籍がもらえないのですか。お父さんとお母さんは結婚していません。何があつたか分かりません。私は学校にいる人と変わりません。私の性格、考え方、日本人です。国籍をくす。毎日仕事を行っています。家に帰つても内職をやっています。私はお母さんが大好きです。

A portrait of a woman with long, dark, straight hair. She is wearing a white and black horizontally striped short-sleeved top. She is smiling and looking directly at the camera. The background is blurred green foliage.

7歳で原告になったマサミ(名前表記は当時)は現在、26歳で2児の母=ことし7月下旬、福岡市

11歳で国籍確認訴訟の原告になったジュリアン(名前表記は当時)。現在29歳で1児の母=ことし8月上旬、大阪市

「私は学校で『外国人、外国人』と言わられる時、とてもつらいです。私は自分のことを外国人だと思っていません。日本人と呼ばれたいです。皆同じになります。私の気持ちを聞いてください。私と同じ気持ちでいるたくさんの子どもたちの声を聞いてください」

この時、マサミは泣いていた記憶がある。子どもが原告になり、法廷で意見陳述する異例の裁判。それはやがて法改正へとつながっていく。

1980年代から日本に働きに来るフィリピン人女性が急増していた。パパ活などで働く女性たちは客の日本人男性と親しくなり、両者間に生まれる子どもの数も増加した。しかし、男性が既婚だったりして女性が結婚できないケースが多くなった。

国籍法は、外国人の母親と日本人の父親の間にできた子どもについて、出生後に父親が認知しても両親が結婚していないと日本国籍の取得を認めていなかった。国籍取得の要件である日本との結び付きの強さを、結婚の有無で測っていたからだ。このため日本で生まれ育ち、日本語しか話せないのに外国籍になっている子どもは当時、約5万人もいると推計されていた。ジュリアンやマサミもそうした子どもだった。

日本国籍がないと、在留資格を定期的に

A person wearing a white lab coat is holding a small, rectangular green card up towards the camera. The card has some text or markings on it, though they are not clearly legible. In the foreground, there are several curved metal railings, suggesting a hospital or laboratory setting.

提訴後の母子の記者会見で、パスポートを掲げるマサミ＝2005年4月、東京・霞が関の司法記者クラブ

子どもの国籍確認訴訟(上)

「なぜ日本人じゃないの」法廷で訴え

「両親が結婚しているかどうかで、子どもが日本国籍を取得できるかが区別される理由はないはずだ。国籍法の規定は法の下の平等を定めた憲法に違反するのではないか」と考へていた。「なぜそんな法律になつてゐるのか」という母親の訴えに気づかされた。

東京の弁護士、近藤博徳⁶⁰は弁護士登録して間もない90年代初め、バングラデシユから来日して建設現場などで働いていた男性が日本人女性と結婚したもののオーバーステイ（在留期間超過）で強制送還されそうになつていた案件を担当した。当時、あまり知られていないなかつた在留特別許可を申請して男性を救うことができると、外国人問題の相談が多数寄せられるようになつた。その中で日本人男性との子どもを出産したものとの結婚できず、養育費も払われず困窮しているフィリピン人女性が多くいることを知る。仲間の弁護士らと父親搜しや子どもの認知、養育費請求、在留特別許可の申請に奔走した。

原告弁護団長を務めた近藤博徳。子どもたち自身を主役にする戦術をとったことによって、7月下旬、東京都新宿区



訴えた内容は、日本人を父とする非嫡出子(婚外子)に限って、日本国籍を取得できない国籍法の規定は、非嫡出子に対する差別であり、憲法14条に違反する」ということ。「子どもたちの力で決することのできないことによって差を設けるべきではない」

7人の原告弁護団の団長を務めた近藤博徳(60)。「事実関係に争いはなく法律論で判決が出せるが、その結果に人生を左右されるのは子ども。生の声を聞いてほしい」と子どもや母親を前面に出す作戦をとった。一審で子ども1人と母親3人、二審では子ども3人と母親1人がそれ故廷で意見陳述し、日本国籍がないことの苦しさを訴えた。

母子は境外でも日本国籍を求める活動に駆け回った。

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 63

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

フィリピンから日本に働きに来た女性たちが日本人男性との子どもを産んだものの、男性と結婚できずに苦境に陥るケースが急増していた1980~90年代。こうした母子を支援するためのNGO「JFC(日本・フィリピン人間の子ども)」を支えるネットワークが94年に誕生した。

支援対象者の中には、子どもの出生後に日本人の父親に認知されたのに、両親が結婚していないため国籍法の規定で日本国籍が取れないケースが30件あった。ネットワークが母親たちに国籍確認訴訟への参加意

思を尋ねる手紙を送ると、9組が応じた。5歳から11歳までの子どもたちを原告、母親たちを法定代理人、親権者として、日本国籍を求める訴訟を東京地裁に起こしたのは2005年4月だった。

訴えた内容は、日本人を父とする非嫡出子(婚外子)に限って、日本国籍を取得できない国籍法の規定は、非嫡出子に対する差別であり、憲法14条に違反する」ということ。「子どもたちの力で決することのできないことによって差を設けるべきではない」

7人の原告弁護団の団長を務めた近藤博徳(60)。「事実関係に争いはなく法律論で判決が出せるが、その結果に人生を左右されるのは子ども。生の声を聞いてほしい」と子どもや母親を前面に出す作戦をとった。一審で子ども1人と母親3人、二審では子ども3人と母親1人がそれ故廷で意見陳述し、日本国籍がないことの苦しさを訴えた。

子どもの国籍確認訴訟(中)

違憲判決から一転「司法の限界」

母子もいた。集まつた署名は3千人余に上り、判決期日までに裁判所に提出された。

東京地裁は母子の期待に応えた。提訴から約1年後の06年3月、原告側の訴えを全面的に認め、日本国籍を確認する判決を出した。

裁判長は、のちに最高裁判事を務める菅野博之(現弁護士)。判決で強調したのは、時代の変化である。「国際化が進み、価値観が多様化し、家族の生活態様も一様ではない。子どもとの関係もさまざまな姿容を受けていることからすると、法律上の婚姻という外形を探つたかどうかだけで一律に判断することは現実に符合しない」

両親の結婚で日本との密接な結びが生まれ、国籍を付与する合理性があるとする根拠に基づくことはいえず、憲法14条に反する不合理的な差別である」と結論づけた。近藤は「百ハーセント満足できる判決だつた」と振り返る。原告席にいたマサミも「判決の意味はどんく分かった。これで日本人になれる。ずっと日本にいられるんだと思いつ、涙が流れた」という。

しかし、喜びは長く続かなかつた。国側の控訴を受けた東京高裁(裁判長・宗宮英俊)が翌年2月、「司法の限界」を示して一审判決を取り消し、原告の請求を棄却したからだ。

「限界」とは次のようなることである。「仮に(両親の結婚という)要件が憲法14条に違反し無効であるとしても、それで非嫡出子が認知と届け出だけで日本国籍を取得できると解釈することは、法に定めのない要件を実質的に創設することになる。裁判所が国会の本来の機能である立法を行うことは許されない」

近藤は「日本に住みながら国籍を得られず不都合を受けている子どもたちに全く思いを致していい」と強く反発。原告の子どもたちは上告する。

最後のステージ、最高裁では長野県出身の裁判長が鍵を握ることになる。

控訴審で敗訴し、悲しげな表情で記者会見する原告のマサミ(左から2人目)ら=2007年2月、東京・霞が関の司法記者クラブ

(敬称略)
〈日曜日に掲載します〉



原告弁護団長を務めた近藤博徳。子どもたち自身を主役にする戦術をとったことによって、7月下旬、東京都新宿区



最高裁第1小法廷の裁判長を務めた長野市出身の才口千晴。大法廷で違憲判決を出すのに腐心した=ことし8月上旬、茅野市



国籍法の規定を憲法違反として、日本国籍取得を認める判決を受け、大喜びで最高裁を後にする母子。子どもたちの右から2人目がジュリアン、その左がマサミ(名前は当時の表記)=2008年6月4日

子どもの国籍確認訴訟(下)

「子は親を選べない」長野市出身の最高裁判事

最高裁で担当することになったのは第1小法廷(判事5人)。裁判長は長野市出身の才口千晴85である。才口は、管財人として破綻企業の立て直しを多く手がけてきた「倒産弁護士」。豪放磊落で、ラジオ番組の「テレフォン人生相談」に回答者として出演していた。2004年の最高裁判事就任時、異色の判事といわれた。

「人権・子ども・国籍」。国家の存立に関する大変な事件が来た。才口は、国籍確認訴訟を担当することになった時の心境をこう振り返る。小法廷の審議では、「5人の判事がだけでは判断できない重大な人権問題」と主張。第2、第3小法廷を含めた裁判官会議で論点を説明し、大法廷に審議を移す「回付」をする合意を得た。

全15人の判事で審議する大法廷への回付は、新たな憲法判断や判例変更をする場合などに行われる。さらに原告・被告双方の意見を改めて聴く弁論が開かれることになり、違憲判決への原座側の期待は高まつた。原告弁護団は弁論で、子どもの代表として当時14歳で最年長だったジュリアンが意見陳述することを申請したが却下された。「最高裁は事実審ではなく法律審(法解釈の審理)だから」と才口は明かす。そこで弁護団は、弁護士による陳述の中でジュリアンの意見を引用することにした。

「私は日本人なんです。嘗々と胸を張つて、自分に違和感なくこの日本で生きていきたいだけなんです。裁判官、どうか私たちの立場になつて考えてみてください」と告入席で母と聴いていたジュリアンは涙をこらえることができなかつた。才口の腹は固まつていた。「単純に、子

は親を選べないと」ということ。親が結婚していなかったら子が日本国籍を取れないなんておかしいじゃないか」と、才口ら違憲派は一審東京地裁判決と同様、こう論理を組み立てた。「家族生活や親子関係に対する意識の変化や実態の多様化を考えれば、父母の結婚という国籍法の要件は今日の実態に適さない。不合理な差別で違憲。結婚要件は除かれ、原告は届け出の時点で日本国籍を得た」

しかし、行政官・検察官出身の判事を中心に根強い反対があつた。「家族の生活状況に顕著な変化があるとは思われない」裁判で国籍を認めることは司法権の限界を超える。二審東京高裁判決を支持する意見である。双方の主張は交わることなく、08年6月の判決を迎える。

大法廷裁判長の島田仁郎(最高裁判長)は、原判決を破棄する。被上告人の控訴を棄却する。大法廷裁判長の島田仁郎(最高裁判長)は、原判決を破棄する。被上告人の控訴を棄却する。

島田は、子どもたちの日本国籍取得を認めなかつた高裁判決(原判決)をなかつたことにして、国側(被上告人)の高裁への控訴も退けるという意味。つまり、国籍法の結婚要件を違憲として国籍取得を認めた地裁判決が確定する。島田や才口、伊那市出身の那須弘平(81)・弁護士出身(9人)の多数意見だつた。

法務省は直ちに法改正に着手。反対する街宣車が押しかける中、作業を急ぎ、未婚でも父親が認知すれば国籍を取得できるよう成了した改正国籍法がこの年の12月、国会で成立した。判決からわずか半年のスピード解決だった。

日本国籍になると名前に漢字使用が認められ、ジュリアンは樹里香(29)になつた。8歳の時に高裁で意見陳述したマサミは眞美(26)に。「日本に安心していられるようになった」。2人は同じ思いを口にした。(敬称略)

(次回は26日に掲載します)

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 64

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

③